事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業(高等技能訓練促進費事業)		
目的・概要	本市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給要綱に基づき、ひとり親の 父母が就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進 するため、給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、もっ てひとり親家庭の自立を促進する。 修業期間の後半2分の1に相当する期間(18カ月を上限)に「ひとり 親家庭高等技能訓練促進費」、修了後に「ひとり親家庭高等技能訓練入学支 援修了一時金」を支給する。 なお、「ひとり親家庭高等技能訓練促進費」の支給は、平成21年6月1 日から平成24年3月31日までに修業を開始している場合、並びに平成 24年4月1日から平成25年3月31日までに修業を開始した者(3年 を上限)については、全期間を支給。		
支給要件	 ・本市に住所を有するひとり親家庭の父母 ・児童扶養手当の支給を受けている父母または、同等の所得水準にあるひとり親家庭の父母。 ・養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。 ・仕事または育児と修業の両立が困難であること。 		
支給金額	 〈ひとり親家庭高等技能訓練促進費〉 【平成20年4月1日~平成24年3月31日の間に修業を開始】 ○市民税非課税世帯 月額 70,500円 【平成24年4月1日~平成25年3月31日の間に修業を開始】 ○市民税非課税世帯 月額 100,000円 ○市民税課税世帯 月額 70,500円 ◇本民税課税世帯 月額 70,500円 〈ひとり親家庭高等技能訓練入学支援修了一時金〉 ○市民税非課税世帯 50,000円 ○市民税課税世帯 25,000円 		

<ひとり親家庭高等技能訓練促進費>

平成21年度(決算) 3人(3,232,000円)

平成22年度(決算) 4人(4,864,500円)

平成23年度(決算) 6人(7,755,000円)

平成24年度(決算) 6人(6,535,000円)※1人:5月転出

平成25年度(予算) 3人(3,364,000円)

支給件数等

<ひとり親家庭高等技能訓練入学支援修了一時金>

平成21年度(決算) 3人(100,000円)

平成22年度(決算) 0人(0円)

平成23年度(決算) 2人(75,000円)

平成24年度(決算) 2人(100,000円)

平成25年度(予算) 3人(150,000円)

これまで「ひとり親家庭高等技能訓練促進費」は、修業期間の後半2分の1に相当する期間について支給するものと定めた中で、国等の制度拡充に合わせ、支給対象期間を拡大するなど時限的な措置として実施してまいりました。

平成25年度からは、国の「母子家庭等総合支援事業費補助金」が改正され、平成25年4月1日以降に修学した者については、修学開始から2年を上限とし、支給対象となることから、本市においても国の制度に合わせ、ひとり親家庭の自立の促進等を図るため、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給要綱を改正するものです。

なお、支給月額及び修了後に支給される「ひとり親家庭高等技能訓練入 学支援修了一時金」についての改正はありません。

改正理由

<ひとり親家庭高等技能訓練促進費>

	改正前	改正後	
	修業期間の後半2分の	修業期間の全期間	
支給期間	1に相当する期間	(2年間を上限)	
	(18 か月を上限)		
市民税非課税世帯	100,000 円/月	同左	
市民税課税世帯	70,500 円/月	同左	

※3年間の修業については、3年目に母子寡婦福祉金資金(貸付)の対象となる。

施行期日 平成25年 4月 1日